

仕様書

1 委託業務名

特別史跡加曾利貝塚環境整備（樹木伐採）業務委託

2 履行場所

千葉市若葉区桜木2丁目81番1外（特別史跡加曾利貝塚史跡指定地内）

3 委託内容

以下の業務を実施する。数量の詳細は別紙「予定数量内訳表」のとおり。

(1) 伐採 対象樹木：53本

対象地は別紙「委託業務範囲図」及び「委託業務範囲写真」のとおり。

抜根は行わず、地面に近い位置で伐採を行う（別紙「委託業務範囲写真」参照）。

(2) 発生材処分

(1) で発生した木材は敷地内から搬出し、受注者が適切な方法で処分するものとする。数量は50t程度を想定する。

(3) 園内木材処分

ア 発掘調査地点から掘削された根（想定数量0.5t程度）を処分する。

イ 復元集落に残置されている木材（想定数量1t程度）を処分する。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年7月17日（金）まで

5 その他

(1) 受注者は、労働安全衛生法等関連法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務の遂行にあたっては、本市担当者と十分な打ち合わせを行いその指示に従うこと。

(3) 受注者は作業計画書（工期日程、当日の作業体制、使用機械、作業方法、安全対策、作業時の連絡体制がわかるもの）を着手前に提出すること。

なお、作業に用いる重機の重量は4t程度（大型ラフタークレーン使用可）とする。また、重機の搬入搬出と作業に際して別紙「委託業務範囲図」の貝層範囲上を通過・作業する場合は、重機用プラスチック敷板を敷設すること。

(4) 業務範囲周辺に発掘調査地点及び鉄塔があるため、周囲の安全には十分注意し、特に発掘調査地内への倒木や落下物の発生は史跡の破壊につながるため、厳禁とする。

また、オレンジネット内の樹木を伐採する際は、埋蔵文化財専門職員（本市職員）の立ち合いを条件とする。

(5) 受注者は樹木等を搬出する際の搬出先の「許可証」（写し）を着手前に提出すること。

(6) 受注者は搬出先への搬出量がわかる、搬出先が発行した伝票（写し）を作業後に完了届と共に提出すること。

- (7) 履行場所において、作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、業務履行後に提出すること。
- (8) 工事車両の進入について、加曾利貝塚博物館職員と事前に十分に調整すること。
- (9) 作業の実施に当たっては、周辺住宅等に影響を及ぼさないよう十分な安全対策を講じること。また、近隣住民等からの苦情やトラブル、交通事故等のないように十分配慮すること。